

第1回安城市障害者福祉計画策定委員会 議事録

日時：令和4年10月27日（木）
午後1時30分～午後2時30分
場所：市役所本庁舎3階 大会議室

■出席（14名）

神谷 明文委員（安城市社会福祉協議会会長）、
鶴田 稔委員（安城市町内会長連絡協議会副会長）、
山本 健一委員（安城市小中学校長会特別支援教育推進協議会会長）、
石黒 真理委員（県立安城特別支援学校教頭）、
志水 みゆき委員（刈谷公共職業安定所（ハローワーク）就職促進指導官）、
中根 恵美子委員（衣浦東部保健所健康支援課課長補佐）、
小原 治雄委員（安城市民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会副部会長）、
都築 文明委員（安城市身体障害者福祉協会会長）
三輪 秀昭委員（安城市ボランティア連絡協議会会員）、
原 恵美子委員（安城市手をつなぐ親の会会長）、
藪内 敏彦委員（精神障害者安城地域家族会「ぶなの木会」会長）、
長谷川 朱美委員（社会福祉法人聖清会主任）、
小川 正人委員（公募委員）、
藤田 千恵子委員（公募委員）

■欠席（3名）

岡本 雅彦委員（安城医師会会長）、
飯島 徳哲委員（医療法人純和会矢作川病院理事長）、
石川 誠委員（安城商工会議所雇用労働委員会委員長）、

■事務局

原田 淳一郎（福祉部長）
近藤 俊也（福祉部次長）
松村 誠（障害福祉課長）
大屋 勝敬（障害福祉課課長補佐）
汐満 健一（障害福祉課課長補佐）
杉浦 正樹（障害福祉課障害給付係 主査）
蟻塚 圭（障害福祉課障害給付係 主事補）

【会議内容】

<開会>

事務局（課長）：それでは定刻となりましたので、ただ今より第1回安城市障害者福祉計画策定委員会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日進行させていただきます、障害福祉課長の松村でございます。ここからは、着座にて失礼致します。確認でございますが、本日の資料は事前に委員の皆様を送らせていただいておりますが、本日お持ちでない方は資料をお渡ししますので、挙手をお願いします。

それでは、資料の次第に従って会議を進めてまいりますのでよろしくお願い致します。

まずは、開催にあたりまして、神谷市長よりあいさつを申し上げます。

1 市長のあいさつ

市長：皆様、こんにちは。秋が深まりまして木々が紅葉する季節を迎えました。

皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本市では社会全体が障害についての理解を深め、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、必要な支援を行いながら共に暮らせる社会の実現を目的として、第5次安城市障害者計画及び第6期安城市障害福祉計画、第2期安城市障害児福祉計画を策定し、令和3年度から施策を進めてまいりました。第6次安城市障害者計画は計画期間が6年ですが、第6期安城市障害福祉計画、第2期障害児福祉計画は計画期間が3年となっております。来年度末に期間満了を迎えます。障害福祉計画は、国の基本指針に基づく目標値や障害福祉サービスの見込み量と確保策を策定するものです。この3年の間にも新たな基本指針として、精神障害に対する重層的な連携による支援体制の構築や医療的ケア児支援のため保健医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場が定められるなど、国の方針も変わってきております。今回策定する第7期安城市障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までとなっております。国の制度改革や本市の状況を踏まえ、障害がある人が必要なサービスを適正に利用できる体制を構築できるよう、今年度実施するアンケートの結果や年度末に通知が予定されている国の基本指針に基づき充実した計画にしたいと考えています。今後、皆様からご意見をいただきながら計画の策定を進めてまいりますので、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。開催にあたってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2 辞令の交付

事務局（課長）：ありがとうございました。それでは辞令の交付に移ります。策定委員の任期は本日、令和4年10月27日から令和6年3月31日までとなります。本来であれば、委員の皆様おひとりおひとりに辞令をお渡しするのが本意であります。時間の都合もございますので、皆様を代表して公募市民の藤田千恵子委員にお渡ししたいと思います。藤田委員、恐れ入りますが前の方までお進みください。

（辞令交付）

事務局（課長）：ありがとうございました。なお、委員の皆様には、それぞれ席上に委嘱辞令を配付しておりますのでよろしく申し上げます。

3 委員の紹介

事務局（課長）：続きまして、委員の紹介でございますが、個々の委員の紹介については次第の裏面に名簿がございますので、ご確認いただき、紹介は省略させていただきます。ご了承ください。なお、本日は、岡本委員、飯島委員、石川委員から事前に欠席の連絡をいただいております。また、本日は本計画策定業務の受託業者である株式会社名豊の渡邊様にも同席していただいておりますので、ご承知おきください。

4 委員長の選出と副委員長の指名

事務局：続きまして、委員長の選出と副委員長の指名です。本日は、第1回目の委員会となりますので、委員長の選出を行います。安城市障害者福祉計画策定委員会規則第3条第2項の規定により、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により定めることとされています。

（委員長に神谷委員を選出）

事務局（課長）：それでは、神谷委員長からごあいさつをお願いいたします。

委員長：ただ今ご選任いただきまして責任重大と感じております。身に余る光栄

でございますが、こういった会合の委員長は意見を取り回して皆様が発言しやすい雰囲気をつくるということが使命だと思います。この障害福祉計画は2つの法律で市民の意見を聞きなさいということになっておりますので、この皆さんにお集まりいただいたと思います。何といたっても障害者が自分の意思、いわゆる自己顕示欲を尊重するかがこの法律の趣旨だと思います。それを基本に今後も委員会を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（課長）：ありがとうございました。続きまして、委員長から副委員長の指名をお願いいたします。

（副委員長に岡本委員を指名）

事務局（課長）：委員長の指名により、安城市医師会会長の岡本雅彦委員が副委員長に就任されました。ありがとうございました。

5 諮問

事務局（課長）：それでは、神谷市長から委員長に障害者福祉計画の諮問を申し上げます。よろしく申し上げます。

（市長より諮問）

事務局（課長）：ありがとうございました。なお、諮問書については、写しを各委員席に配布させていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。なお、市長におかれましては、次の公務が入っておりますので、ここで退席させていただきます。また、鶴田委員につきましても所用のため、ここで退席させていただきますのでご承知おきください。

（市長退席）

（鶴田委員退席）

事務局（課長）：それでは、次第の6、議題に入らせていただきます。ここからの会議の取り回しは安城市障害者福祉計画策定委員会規則第6条に従い、神谷委員長に申し上げます。

6 議題

(1) 第7期安城市障害福祉計画及び第3期安城市障害児福祉計画の策定方針について

委員長：議題に入ります。いつも迷うのですが、障害福祉計画、それから障害児福祉計画、この委員会は障害者福祉計画の策定委員会です。それぞれ少しずつ違います。お間違えのないようお願いいたします。こういったものは1つに統一していただきたいと思うところですが、法律があります。法律のつくりがそうなっているので、これはむしろ国会でまとめるなりしていただきたいと思っております。

では、議題の1、第7期安城市障害福祉計画及び第3期安城市障害児福祉計画の策定方針について、事務局の説明をお願いします。

事務局：安城市障害福祉課の汐満と申します。よろしく申し上げます。資料1をご覧ください。

障害福祉計画は障害者総合支援法、障害児福祉計画は児童福祉法と、それぞれ根拠法令は違いますが、どちらの計画も、厚生労働省から告示される「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して作成することとされています。この基本指針は来年3月に告示される予定とされていますので、告示待ちということではありますが、基本的には、障害福祉サービス、障害者相談支援、障害児通所支援等の提供体制の確保、成果目標、サービスの見込量とその確保策を定める計画であります。

資料の裏面に、現行の基本指針の七つの基本的理念をお示ししております。これらは普遍的な理念を謳っているものですので、大きく変わることはないと思います。一通り読み上げますのでお聞きください。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

(5) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

(6) 障害福祉人材の確保

(7) 障害のある人の社会参加を支える取組

続きまして、計画策定までのスケジュールの予定をご説明します。

今年12月に、計画策定の基礎資料を得るためにアンケートを実施します。
続いて来年1月31日に、関係団体等懇話会でヒアリングを実施します。
3月23日には次回の策定委員会においてアンケート結果をご説明します。
6月の策定委員会では、計画の骨子についてご説明します。
続いて8月から9月にかけて、関係団体等懇話会、とうじしゃグループ、
共生のまち部会において計画案の概要の説明と意見聴取を行います。
10月の策定委員会において計画案をお示しします。
11月から12月にかけてパブリックコメントを実施します。
令和6年1月の策定委員会において、パブリックコメントの結果報告と、本
計画の答申を行います。
その後、計画書を印刷し、関係者様に配布いたします。
以上ご説明しました通り、障害当事者をはじめ、幅広くご意見を伺いながら
計画策定を進めてまいりますのでよろしくご協力をお願い申し上げます。
説明は以上でございます。

委員長：ありがとうございました。議題1については、このような方針で策定を
していくということで資料1に記載があります。また、スケジュールについ
てもご意見、ご質問があればお願いいたします。
ご異議がございませんので、ご承諾いただきましたので、この方針で進めて
いきます。よろしくお願いいたします。

(2) 計画策定のためのアンケート案について

委員長：続きまして、議題2の計画策定のためのアンケート案について、事務局
から説明をお願いいたします。

事務局：障害福祉課障害給付係杉浦と申します。議題「(2) 計画策定のための
アンケート案について」を説明させていただきます。
資料は2部あります。資料2は安城市障害福祉計画に関するアンケートで1
8歳以上の方を対象にしています。資料3は安城市障害児福祉計画に関する
アンケートで18歳未満の方を対象にしています。
障害福祉計画・障害医福祉計画、この後は略して福祉計画等とさせていただきます。
福祉計画等は3年ごとの計画であるため、アンケートも3年ごとに行
っていますが、3年前は安城市障害者計画と合わせてのアンケートであつ
たため、質問内容、項目数が異なっており、福祉計画等専用のアンケートは
6年ぶりとなります。
福祉計画等はそれぞれ障害福祉サービスの見込量とその確保策を策定する

計画であるため、今回は障害者・児の障害福祉サービス等の受給状況等の現状の確認を行うための資料としてアンケートを行います。

各質問項目の説明については、数が多いので、各アンケートの重要なポイントについてのみ説明させていただきます。

まず、資料2について説明いたします。資料2のアンケートについては、介助者ではなく当事者本人のことについて調査を行いたいため、できる限り障害当事者による記入をお願いするもので、本人が記入ができない場合には当事者を介助されているご家族の方やその他の介助者に記入していただくことを想定しています。

とうじしゃグループや共生のまち部会といった自立支援協議会内のワーキンググループにご意見をうかがいながら作成しており、そのため、アンケートは漢字にルビをふり、なるべく平易な言葉、わかりやすい選択肢になるようにしています。

また、案の作成段階で、何のために聞いている質問なのかわからないという指摘があった質問項目が複数あり、回答のしやすさも考えて、計画に必要な必要最低限の質問に留め、6年前よりも大幅に質問数を減らしております。ただし、今回、障害福祉サービス等以外にも調査させていただく項目があります。問20以降になりますが、障害者福祉タクシー助成について、選挙の投票について、市の支援方法の改善のための質問項目を追加させていただいております。

次に、資料3について説明いたします。資料3は障害児の保護者に記入していただくことを前提としたアンケートです。児の支援で忙しい中、アンケートに回答していただくため、必要最低限の質問項目にしています。

資料2も同様ですが、6年前、3年前との違いとして、相談支援専門員に関する設問を増やしています。介護保険でいうところのケアマネージャーのような役割を果たす支援者で、障害福祉サービスを利用する上で、要となっている支援者です。相談支援専門員の相談に満足しているかどうか、不満であればその不満な理由を確認し、相談支援専門員によるサービスの改善について検討していく材料とさせていただきます。

委員長：ありがとうございます。事前にお送りしていますのでご覧いただいていると思います。ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

藪内委員：アンケートの中に「返信用封筒に入れ、を○月○日までに」と書いてあります。いつまでか決まっていますか。

事務局：期限については、現在、12月末を予定しております。まだ確定的な日程ではなかったもので、このように記載しております。

藪内委員：わかりました。ありがとうございます。

また、アンケートの配布先はどのように決められて、何名くらいに書いてもらう予定なのですか。

事務局：障害者用、障害児用含めて2,000世帯に郵送をします。その内訳ですが、まず手帳を持ってみえる方、指定難病の受給者証を持ってみえる方、児童発達支援等のサービスを利用している児童、児童に関しては障害者手帳を持っているか児童発達支援のサービスを利用している児童ということを考えております。

委員長：中身についてのご意見、ご質問はありませんか。

藤田委員：アンケートを見させていただいて、障害者の中には高齢の方もいらっしゃると思います。障害者福祉サービスなのか高齢福祉サービスなのか迷って書き間違える人もいるのではないかと思います。その辺はどうしたらよいのでしょうか。

事務局：今回は障害福祉サービスということで、先ほど手話で東三河聴覚障害者支援事業所笑おう舎や名古屋市にある聴覚障害者支援事業所ほっとくるという施設のお話をいただきました。実はこちらは高齢者の施設として県に登録されている施設です。今回、障害福祉サービス等の計画なのですが、その「等」の中に地域生活支援事業という事業があります。こちらは県の登録している事業所ではなく、安城市が登録している事業所でサービスを受けることができる事業所がございます。安城市ではその施設を日中一時支援という事業の中で登録をさせていただいております。わかりづらいのですが、笑おう舎やほっとくるを使われている方については障害福祉サービスを使われているということでご記入いただければと考えております。

事務局（部長）：今の高齢者というのは、障害のサービスと介護保険のサービスという区別がつきにくいという意味合いですか。

藤田委員：そうです。

事務局（部長）：確におっしゃる通り、なかなかわかりにくいところがございます。何らかの形でその違いがわかるような説明は書き加えたいと思います。

藤田委員：わかりました。ありがとうございます。

事務局：そこについては、私どもも内部で検討したのですが、65歳以上の方は基本的には介護サービスを受給してみえます。介護サービスを受けている方はここに○をつけてしまうと思うのですが、そこは回答者にその辺の区分けを求めるのは難しいと思います。その辺がわかるような説明書き加えたいと思います。その辺りを考慮して、アンケート結果を集計する時に65歳以上と未満で分けて集計して結果を比べてできるだけ誤差の少ないような結果を出すような試みはしてみたいと考えております。

委員長：他にいかがでしょうか。

原委員：1つお聞きしたいのですが、先ほどお話がありました4番の障害者福祉タクシーの助成についてです。こちらについて知的障害がある子どもの親御さんで同じような立場の人から、障害者福祉タクシーは最近使えるようになったらしいと聞きました。知的障害のある人たちが利用していない人たちがたくさんいると思います。利用できるとも思っていない、初めから私たちは対象外だと思っている人がいらっしやいます。問20の「利用していますか」の設問で3番の「利用していない」に○をつけてしまうと、問21「「4」又は「5」と答えた方にお聞きします」で、問21-1「タクシー助成に不満な利用は何ですか」というところの利用していないけれど、それはなぜ利用しないのかといったことを聞くことができません。自分たちが対象ではないと思っているというところが聞けていません。自分たちが利用できる対象者なのか、そうではないのかがわかっていません。そこについて聞く必要があると思います。情報がないので自分は使っていないけれど、もし使えるのであればこうだったらよいという考えはあると思います。使っていないけれど、自分がもし使えるとしても枚数が足りないといった問題や不満があるのではないかと思います。検討していただければと思います。

事務局：今のご質問ですが、自分が対象かどうかという設問を入れたほうがよいということでしょうか。

原委員：そうです。そのうえで更に聞くことがあればという形がよいと思います。利用したくないというわけではなく、していないというところが、できないからということで、初めから私たちは関係ないと思って飛ばす方もいる可能性があります。「利用していない」だけではなく、なぜ利用していないのか、自分は対象ではないからという選択をしていただきたいです。

委員長：自分が福祉タクシーを利用できる立場であるかどうか、わかっているかということですね。対象者であるかどうか、わかっている人が多いのではないかとこのところを前提に、あなたは福祉タクシーの利用者で利用できるということをわかっていますかという設問を入れたらどうかということですね。

事務局：タクシーの助成の対象ですが、身体障害者は1級、2級、3級、療育手帳はA、B判定でC判定は対象外です。精神の手帳につきましては1級、2級となっております。制度の説明を入れさせていただくということによりよいでしょうか。

事務局：タクシーについて、令和4年度から少し基準の緩和をさせていただきました。今までは自動車税の減免を受けた方は障害者福祉タクシーを申請できなかったのですが、やはり家族の車ありきでその人が自分一人でどこかにいきたくても家族を頼らなければいけないというのは本来の障害者の立場を考えると好ましくないのではないかとこのことで、自動車税の減免との併用をすることといたしました。その辺りは広報で周知をさせていただいております。また、窓口でも丁寧に皆さんに周知をしていきたいと思えます。

また、もう1点タクシーの変更といたしましては、今までは毎年度ごとに申請が必要だったものを、障害者の方が極力市役所にお越しいただく手間をなくすという意味で、最初に申請していただければ翌年度からは自動的に年度末にお送りするというプッシュ型の制度に切り替えさせていただきました。

その2点は令和4年度からの変更点でございます。貴重なご意見、ありがとうございました。

委員長：未成年のほうに福祉タクシーの項目がありませんが、保護者が未成年の障害者を連れてタクシーを利用することは想定していないのですか。

事務局：実際にタクシーを申請される方でもほとんどいらっしゃいません。保護者の方がお車をお持ちですので、子どもの申請は少ないという意味で今回はあえて外しています。

委員長：可能性はあるのですか。

事務局：ないわけではございません。

委員長：わかりました。

また、成人向けの6ページで、「障害があることで差別を受けたことがあります」という設問があります。これは未成年のほうにはありません。何か事情があるのですか。

事務局（補佐）：障害児向けのアンケートは保護者対象ということで、聞き方が難しいところもありますので省かせていただいております。

委員長：意見ですが、せっかくアンケートを取るのならば障害のお子さんを持つ親御さんが子どもさんの障害を揶揄される経験もあるのではないかと思います。こちらにも入れたらどうかと思いました。

事務局：貴重なご意見ありがとうございます。大人用と文言は違うかもしれませんが、障害児対象のアンケートにも入れさせていただきたいと思います。

委員長：成年後見制度ですが、未成年の場合は未成年後見という制度があります。成人すると成年後見制度になります。一般的にはそう考えられていますが、実は未成年中であっても成年後見制度の申し立てはできるということになっています。将来的に成人されたら成年後見制度を障害のある子どもさんをお持ちの親御さんには申し立てていただきたいと思います。情報が伝わっていないこともあってか、あるいは今まで親がやってきたからこのままでよいと思ってしまうこともあります。私の意見としてですが、18歳未満用のほうに親御さん向けで成年後見制度の利用を考えているか、今後考えていますかといったこと、それから相談先はどこか知っているかといったことも入れていただければどうかと思います。

事務局：委員長のご意見をいただきまして、障害児向けのアンケートにも成年後

見制度に関する設問は入れさせていただきます。

小川委員：差別に関することですが、差別を受けたことがあるか、ないかということが大事なことであり、差別を受けたと思ったところからどうやって世の中を変えていくのかというところが大事だと思います。毎年、障害者差別解消法に関する相談が出ていると思うのですが、なかなかアンケートが少ないのが現状だと思っています。周知という意味合いも含めて、障害者差別解消法を知っているかとか、差別を受けたと思った人が相談する場所があることを知っているのか、その内容について入れたほうがよいと思います。障害者差別解消法は障害者福祉計画のほうで扱うとは思いますが、6年に1回ということもありなかなか周知が図れません。知っているけれど使っていないとか、そもそも知らないとか、そういったものは今後のことを考えると毎回のように入れてもよいのではないかと思います。

事務局：差別を受けたことがあるかという設問以外にも、相談場所や差別解消法を知っているかどうかということを知ってみたいかどうかということにつきましては、今回、基本的には障害福祉計画については障害福祉サービスの必要量を見込むための計画ということで、あまり詳しいことは省かせていただいたところです。ただ、確かにせつかくの機会ですので、障害者差別解消法や相談場所についても知っているかどうかという内容の設問を1つ加える方向でやらせていただきたいと思います。

事務局（課長）：今回、ご意見いただいたアンケートですので、その辺はこちらのほうで再度確認させていただいて反映できるものについては反映させていただきます。設問がなるべく多すぎないようにということで考えておりますので、その辺と兼ね合いをさせていただきながら決定させていただきます。よろしく願いいたします。

原委員：問23番の「投票所で障害となっている事案がありましたらお教えください」というところでの個人的な意見です。投票の前に障害のある子どもとどのような人がよいか、どの党がよいかという話をして、それからメモ用紙に書いてみて、これを書くようにと教えてから投票所に行きます。投票所で障害があるということをお伝えすると後ろで見守ってくださるのですが、子どもは見守っていただくだけでは適切に投票用紙に記入するのが難しいです。四角の中に入れなければならないとか、名前を書くと、ついハートマークをつけてしまったりします。余分なことを書いているので無効になっ

ていきます。せっかく投票所に来て名前まで書けたとしても余分なことを書いてしまうことで無効になってしまいます。それについて何か指摘をしていただいている感じではありません。この問 23 でいうと、選択肢は2番の「投票用紙への記入が難しい」や5番の「付き添いがないと投票ができない」ということになるとと思いますが、付き添いというのはどういった付き添いなのか、身内や本人を知っている人の付き添いという意味なのか、それとも投票所で付き添ってくださる選挙管理の関係の人のことなのかがわかりにくいと感じました。選択肢はこのままでも結構なのですが、実体験としては付き添ってくださって無効になる書き方をしても、それを選挙管理の方がいってはいけないのかもしれないかもしれません。そういったところは難しいと思います。私が直接付き添ってそれを注意することができれば投票したものが有効な票になるのにといつも複雑な気持ちでいます。状況をお伝えしたいと思いお話ししました。

福祉部長：ありがとうございます。今おっしゃったことを感じられていることは十分承知しております。ただ、選挙の会場内は厳しいところでございますので、後ろで指示をするということ自体が無効になってしまいます。こういったご意見が出たということを選挙管理委員会に伝えたいと思います。

委員長：ありがとうございました。

細かいことですが、6 ページの問 17 の8 番です。「民生委員・障害者相談員」とありますが、障害者相談員は民生委員さんが兼ねているのですか。

事務局：障害者相談員につきましては、障害ごとに相談員を設けてございます。回数ははっきり覚えておりませんが、社会福祉会館にて予約制で相談を行っております。身体ですと都築委員が相談員をしています。上半期でも障害ごとに10件くらいの相談があります。市を介さずに直接予約をしてご相談をいただいております。身の回りの悩み事の相談になろうかと思えます。

委員長：わかりました。ここは別項目にしたほうがよいと思います。検討してください。

事務局：検討させていただきます。

藤田委員：問 17 のところで質問です。「だれに相談しますか」と過去形になっていますが、これは今後のことですか。文章を見ると、この時はこの相談とい

う気持ちで書いてしまいそうです。過去に相談したことを聞いているのか、今後のことを聞きたいのかどちらなのでしょう。

事務局：「相談しますか」という設問にしていますが、両方答えられるような形でこのような表現にさせていただきました。○はいくつでもよいので、ここに相談したいなというところはいくらでも回答ができるようにしております。

藤田委員：個人的にはわかりましたが、聴覚障害者の方は文章通り読み取ってしまうので、「していますか」のほうがわかりやすいと思います。

事務局：ここにつきましては、「相談していますか」とすると、これから相談したい場合は省かれてしまうようなことになってしまいます。よい表現は事務局にお任せ願いたいと思います。考えてみます。

委員長：今までだれに相談していたか、これからだれに相談したいかという両方の聞き方があるとよろしいということですね。表現はお任せします。他にどうでしょうか。では、ここで終了ということにさせていただきます。ご意見をいただきましたので、事務局のほうでご検討いただきたいと思います。

事務局：いただいたご意見を、修正が必要なところを一通り挙げさせていただきます。まず、障害者のアンケートの4ページ目、問15に介護保険のサービスとの違いの説明を入れていきます。また、6ページ問17につきましては、相談する時に未来のことも過去のことも両方聞いていることがわかるような表現にします。次に、同じく問17の8番の「民生委員・障害者相談員」です。民生委員と障害者相談員は性格が違うということで、分けたらよいということでした。ここも適切な分け方を考えたいと思います。また、問19です。差別を受けたことがあるかどうか、これを障害児のアンケートにも入れたほうがよいということでしたので、適切な表現を考えて障害児対象のアンケートにも入れていきます。差別を受けた時の相談場所や差別解消法について、差別を受けたかどうかというようなことも入れていく方向で検討させていただきたいと思います。7ページの問20の障害者福祉タクシー助成について、そもそも手帳を持っている人が全員対象ではないので、対象かどうかを判別できるような説明

を加えていきます。

以上ですが、漏れたところはございませんか。

会長：成年後見制度について未成年のほうにも入れることを検討してください。

事務局：失礼しました。成年後見制度について、障害児のほうにも説明を加えていくか検討させていただきます。

委員長：よろしいでしょうか。具体的な文言は事務局に一任するということがよろしいですね。よろしく願いいたします。今の意見をもとに修正を加えたアンケートをつくっていただくということで、このアンケートについてご承知いただいたということでよろしいですか。ありがとうございます。

7 その他

事務局：ありがとうございました。議題は以上で終了いたしました。皆さん、ご協力ありがとうございました。

第2回安城市障害者福祉計画策定委員会は、令和5年3月23日木曜日に開催を予定しており、詳細が決まり次第、文書にてお知らせいたします。

<閉会>

事務局：以上で、第1回安城市障害者福祉計画策定委員会を閉会いたします。